



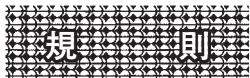
長野県報

4月30日(金)
平成16年
(2004年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第27号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の6」を「第27条の7」に、「第51条の10」を「第51条の14」に、「第51条の11」を「第51条の15」に、「第51条の12—第51条の16」を「第51条の16—第51条の19」に、
 「第4款 職員健康管理センター(第62条—第64条)」を
 「第4款 白馬ジャンプ競技場(第64条の2・第64条の3)」
 「第4款 白馬ジャンプ競技場(第62条—第64条)」に、「第77条」を「第77条の2」に改める。

第3条第1号中「文書学事課 職員課」を「市町村課」に、「市町村課 国際課」を「情報公開課 国際課 職員サポート課」に改め、同条第2号中「厚生課」を「厚生課 コモンズ福祉課」に、「人権尊重推進課 労政課」を「労政課」に改め、同条第3号中「食品環境水道課」を「食品環境課」に改め、同条第4号中「生活文化課 公害課」を「地球環境課 水環境課」に、「廃棄物対策課」を「廃棄物対策課 生活文化課」に改め、同条第7号中「森林保全課」を「森林保全課 信州の木利用推進課」に改め、同条第8号中「都市計画課 下水道課」を「都市計画課」に改める。

第3条の2を次のように改める。

(経営戦略局のチーム)

第3条の2 経営戦略局に次のチームを置く。

秘書広報チーム 信州コールセンターチーム 政策促進チーム
 信州ブランド戦略チーム コモンズ政策チーム 治水・利水対策推進チーム 公共事業改革チーム 人事活性化チーム
 財政改革チーム 行政システム改革チーム

第4条第1号中「県政の総合的な」を「土地利用に係る施策の」に、「調整」を「総合調整」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策評価に関すること。

第4条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 交通政策に関すること。

(5) 人権尊重及び男女共同参画の推進に関する事務。

第4条の2中「企画課 地球環境課」を「企画課」に、「男女共同参画課」を「ユマニテ・人間尊重課」に改める。

第4条の3中「人権尊重推進課、地球環境課、」を「コモンズ福祉課、信州の木利用推進課及び」に改め、「及び男女共同参画課」を削る。

第5条から第8条までを次のように改める。

(市町村課)

第5条 市町村課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市町村その他の地方公共団体の行政一般、財政、税制及び地方公営企業並びに公務員制度に関する連絡調整に関する事務。
- (2) 過疎地域の自立促進に関する事務。
- (3) 行政書士に関する事務。
- (4) 自衛隊の隊員の募集に関する事務。
- (5) 本人確認情報保護審議会及び固定資産評価審議会の庶務に関する事務。
- (6) 地方事務所に関する事務。
- (7) 選挙管理委員会に関する事務。
- (8) 総務部内の他課の所管に属さない事務。

2 市町村課に、まちづくり支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 自主的な合併を推進する市町村の支援に関する事務。
- (2) 市町村の自律支援に関する事務。
- (3) コミュニティの振興に関する事務。

3 まちづくり支援室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	分 掌 事 务
まちづくり支援係	前項第1号及び第2号の事項
コミュニティ振興係	前項第3号の事項

第6条から第8条まで 削除

第11条から第13条までを削り、第10条の次に次の1条を加える。
 (情報公開課)

第11条 情報公開課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公文書の公開に関する事務。
- (2) 個人情報の保護に関する事務。
- (3) 文書の受領、配布、発送、保存及び整理に関する事務。
- (4) 公印の管守に関する事務。
- (5) 公告式、県報及び官報報告に関する事務。

<p>(6) 文書事務の改善に関する事務。</p> <p>(7) 条例、規則、訓令、告示及び公告の案の審査に関する事務。</p> <p>(8) 訴訟事務及び行政不服審査事務の連絡調整に関する事務。</p> <p>(9) 民法（明治29年法律第89号）に基づく公益法人（民法施行法（明治31年法律第11号）に基づく法人を含む。）に関する事務。</p> <p>(10) 宗教法人に関する事務。</p> <p>(11) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の庶務に関する事務。</p> <p>2 情報公開課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを付置する。</p> <p>第14条第2号中「海外渡航」を「外国籍県民の自立支援に関する施策の企画及び連絡調整」に改め、同条第3号中「海外移住」を「一般旅券の発給」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第12条とする。</p> <p>第2章第1節第1款第2目中第12条の次に次の2条を加える。</p> <p>（職員サポート課）</p> <p>第13条 職員サポート課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 職員の保健、元気回復その他厚生福利に関する事務。</p> <p>(2) 職員の共済制度に関する事務。</p> <p>(3) 職員（学校教職員及び警察職員を含む。次号において同じ。）の退職年金及び退職一時金並びに恩給に関する事務。</p> <p>(4) 職員の公務災害補償制度に関する事務。</p> <p>(5) 職員の扶養親族の認定に関する事務。</p> <p>(6) 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定に関する事務。</p> <p>(7) 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定に関する事務。</p> <p>(8) 給与及び児童手当の支払事務に関する事務（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 旅費の支払事務に関する事務。</p> <p>(10) 職員の給与に関する事務その他の内部事務を集中的に処理するシステムの管理に関する事務。</p> <p>(11) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の庶務に関する事務。</p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条第1項第15号中「児童福祉専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会」を「地域福祉計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会」に改め、同項第18号中「青少年家庭課及び」を削る。</p> <p>第15条の次に次の1条を加える。</p> <p>（コモンズ福祉課）</p> <p>第15条の2 コモンズ福祉課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総合的な地域ケアの確立に係る調査、企画及び調整に関する事務。</p> <p>(2) 福祉のまちづくりに関する事務（建築物及び路外駐車場に関する事務を除く。）。</p> <p>(3) 社会福祉審議会（地域福祉計画専門分科会に限る。）の庶務に関する事務。</p> <p>第16条第6号中「介護福祉士の養成及び」を削り、同号を同条第7号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げる。</p>	<p>2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 老人保健に関する事務。</p> <p>第17条第1項第5号を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務。</p> <p>第17条第1項第6号中「の庶務」を「及び地方精神保健福祉審議会の庶務」に改め、同項第7号中「及び障害者福祉センター」を「、障害者福祉センター及び精神保健福祉センター」に改める。</p> <p>第18条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「給付」の次に「及び特別児童扶養手当」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同条第4号の次に次の2号を加える。</p> <p>(5) 母子保健に関する事務。</p> <p>(6) 青少年の育成及び保護に関する事務。</p> <p>第18条第8号中「、福祉大学校（保育士の養成に関する事項に限る。）」を削る。</p> <p>第19条及び第20条を次のように改める。</p> <p>第19条及び第20条 削除</p> <p>第25条第3号中「こと」を「こと（健康診査の管理指導に関する事務を除く。）」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「母子保健及び」を削り、同号を同条第4号とし、同条第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第10号中「、結核療養所及び精神病院」を「及び結核療養所」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号を同条第9号とし、同条第12号及び第13号を削る。</p> <p>第26条の見出しを「（食品環境課）」に改め、同条中「食品環境水道課」を「食品環境課」に改め、同条第14号を削り、同条第15号を同条第14号とし、同条第16号を同条第15号とする。</p> <p>第27条の3及び第27条の4を次のように改める。</p> <p>（地球環境課）</p> <p>第27条の3 地球環境課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生活環境部の人事、予算の編成及び執行その他の庶務に関する事務。</p> <p>(2) 環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事務。</p> <p>(3) 環境管理に関する事務（環境審査に関する事務を除く。）。</p> <p>(4) 公害の苦情及び紛争の処理に関する事務。</p> <p>(5) 地球環境問題に関する事務。</p> <p>(6) 省資源及び省エネルギーに関する事務。</p> <p>(7) 大気環境の保全に関する事務。</p> <p>(8) 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する事務。</p> <p>(9) 化学物質対策に関する事務。</p> <p>(10) 環境審議会（温泉審査部会を除く。）及び公害審査委員の庶務に関する事務。</p> <p>(11) 環境保全研究所に関する事務。</p> <p>(12) 生活環境部内の他課の所管に属さない事務。</p> <p>（水環境課）</p> <p>第27条の4 水環境課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 水環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事務。</p> <p>(2) 水資源及び水循環に関する事務。</p> <p>(3) 生活排水処理等の企画に関する事務。</p> <p>(4) 水質の保全に関する事務。</p> <p>(5) 土壌環境の保全に関する事務。</p> <p>(6) 水道に関する事務。</p> <p>(7) 千曲川流域下水道建設事務所に関する事務。</p>
--	---

- 2 水環境課に、生活排水対策室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。
- (1) 流域下水道に関すること。
 - (2) 公共下水道に関すること。
 - (3) 都市下水路に関すること。
 - (4) 農業集落排水施設に関すること。
 - (5) 净化槽に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、生活排水処理施設に関すること。
 - (7) 流域下水道事業特別会計の予算の編成及び執行並びに決算の調製に関すること。

- 3 生活排水対策室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	分 掌 事 務
業務管理係	前項第1号から第6号までのうち工事事務に関する事項、同項第1号のうち維持管理の事務に関する事項及び同項第7号の事項
生活排水係	前項第2号から第6号までの事項（業務管理係に属する事項を除く。）
流域下水道係	前項第1号の事項（業務管理係に属する事項を除く。）

第27条の5第1号中「環境」を「自然環境」に改め、同条第2号中「環境管理」を「自然保護」に改め、同条第3号中「省資源及び省エネルギーの啓発及び指導」を「環境審査」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「環境審議会（温泉審査部会を除く。）及び」を削り、同号を同条第5号とする。

第27条の6第1項第2号中「一般廃棄物」を「廃棄物の発生抑制及び適正処理」に改め、同項第3号中「産業廃棄物」を「廃棄物処理業及び廃棄物処理施設」に改め、「（廃棄物処理の監視及び指導に関する事項を除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 廃棄物の資源化の推進に関する事。

第2章第1節第1款第4目の2中第27条の6の次に次の1条を加える。

（生活文化課）

第27条の7 生活文化課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物価に関する諸調査及び監視に関する事。
- (2) 消費者の苦情相談に関する事。
- (3) 不当景品類の提供及び不当表示の防止に関する事。
- (4) 家庭用品等の表示に関する事。
- (5) 訪問販売、割賦販売等に関する事。
- (6) 消費生活協同組合に関する事。
- (7) 消費者の啓発指導に関する事。
- (8) 芸術及び文化に関する事。
- (9) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関する事。
- (10) 交通安全の啓発宣伝に関する事。
- (11) 交通安全対策会議及び交通安全運動推進本部の庶務に関する事。
- (12) 消費生活センター及び文化会館に関する事。

- 2 生活文化課に、NPO活動推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関する事。

- (2) 特定非営利活動法人に関する事。

3 生活文化課に、交通事故の被害者に対して、賠償、更生等の相談指導の事務をつかさどらせるため、交通事故相談所を付置する。第28条第17号を同条第19号とし、同条第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第16号の前に次の1号を加える。

- (15) 県産品の販路拡張に関する事。

第28条第13号を同条第14号とし、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 観光に係る企画及び調整に関する事。

第36条第9号中「、工事の検査及び電算システム」を「及び技術基準」に改める。

第37条第3号中「及び農業集落排水事業」を削る。

第39条第5号を削り、同条第6号中「、工事の検査及び電算システム」を「及び技術基準」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第40条第3号中「（検査を除く。）」を削り、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第42条を次のように改める。

（信州の木利用推進課）

第42条 信州の木利用推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県産材の需要拡大及び供給体制の整備に関する事。
- (2) 木材産業の振興に関する事。

第43条第1項第9号中「、千曲川流域下水道建設事務所」を削り、同条第2項第1号中「総合調整」の次に「及び専門的指導」を加え、同項第2号中「専門的指導及び電算システム」を「技術基準」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 土木事業の入札及び契約制度に関する事。

第43条第3項の表の企画指導班の項中「及び第2号（システム班に属する事項を除く。）」を削り、同表のシステム班の項を次のように改める。

技術基準班	前項第2号の事項
入札契約班	前項第3号の事項

第44条の2を削る。

第51条の5の見出しを「（秘書広報チーム）」に改め、同条中「広報広聴チーム」を「秘書広報チーム」に改め、同条第2号中「県政の広報」を「知事及び副知事の秘書事務」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 県政の広報に関する事。

第51条の5第6号中「知事及び副知事の秘書事務」を「報道機関との連絡」に改め、同条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

第51条の16の見出しを「（ユマニテ・人間尊重課）」に改め、同条中「男女共同参画課」を「ユマニテ・人間尊重課」に改め、同条第4号を削り、同条第3号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 部落解放審議会、男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関する事。

第51条の16第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 人権尊重に関する施策の総合的な企画、調整及び推進すること。

(2) 人権尊重の意識の普及及び高揚に関すること。

第2章第1節第1款第11目中第51条の16を第51条の19とする。

第51条の15第1号中「交通体系の総合的な」を「生活交通の確保対策に係る」に改め、同条第5号中「空港の管理」を「松本空港の管理及び利用促進」に改め、同条を第51条の18とする。

第51条の14第3号から第5号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 情報政策課に、統計活用室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 指定統計等統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 統計の普及及び啓発に関すること。

(3) 各種の統計及び調査の調整に関すること。

第51条の14を第51条の17とする。

第51条の13を削る。

第51条の12第1項第2号中「県政の総合計画の策定」を「土地利用に係る施策の企画及び総合調整」に改め、同項第3号から第9号までを削り、同項第10号を同項第3号とし、同項第11号から第15号までを7号ずつ繰り上げ、同項第16号中「総合計画審議会」の次に「（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第17号を同項第10号とし、同条を第51条の16とする。

第2章第1節第1款第10目の3中第51条の11を第51条の15とする。

第2章第1節第1款第10目の2中第51条の10を第51条の13とし、同目に次の1条を加える。

（行政システム改革チーム）

第51条の14 行政システム改革チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行政改革の推進に関すること。

(2) 公社公団等の業務について特に必要な事項の調査に関すること。

(3) 行政機構審議会の庶務に関すること。

第51条の9第1項第8号を同項第13号とし、同項第7号中「の庶務」を「及び私立学校審議会の庶務」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の3号を加える。

(9) 職員の永年勤続表彰に関すること。

(10) 県立大学（看護大学を除く。）に関すること。

(11) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

第51条の9第1項第6号を削り、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 職員団体に関すること。

第51条の9第1項第3号を削り、同項第2号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

第51条の9第1項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 県の行政組織及び職務権限に関すること。

(2) 職階制及び職員定数に関すること。

第51条の9第2項を削り、同条を第51条の12とする。

第51条の8を削り、第51条の7を第51条の11とし、同条の前に次の3条を加える。

（信州ブランド戦略チーム）

第51条の8 信州ブランド戦略チームは、信州ブランドの戦略的な推進に関する事務をつかさどる。

（コモンズ政策チーム）

第51条の9 コモンズ政策チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) コモンズに関する政策の推進に関すること。

(2) 総合計画審議会（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合を除く。）の庶務に関すること。

（治水・利水対策推進チーム）

第51条の10 治水・利水対策推進チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 長野県治水・利水ダム等検討委員会条例（平成13年長野県条例第26号）第2条各号に掲げる河川の流域に係る治水対策及び利水対策の総合調整に関すること。

(2) 治水・利水ダム等検討委員会の庶務に関すること。

第51条の6の見出しを「（政策促進チーム）」に改め、同条第1項中「政策チーム」を「政策促進チーム」に改め、同条第1項第2号中「長野モデル創出支援」を「県境を越えた広域にわたる重要施策の調整」に改め、同項第3号から第7号までを削り、同項第8号を同項第3号とし、同条第2項を削り、同条を第51条の7とする。

第51条の5の次に次の1条を加える。

（信州コールセンターチーム）

第51条の6 信州コールセンターチームは、県政の広聴に関する事務をつかさどる。

第54条及び第55条を削り、第53条の見出しを「（会計課）」に改め、同条第1項中「会計局に会計課を置き」を「会計課は」に改め、同条第2項及び第3項を削り、第2章第1節第2款中同条を第54条とする。

第52条の次に次の1条を加える。

（内部組織）

第53条 会計局に、その事務を分掌させるため、会計課及び検査課を置く。

2 会計課に、その事務を分掌させるため係を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

第2章第1節第2款に次の1条を加える。

（検査課）

第55条 検査課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査に関すること。

(2) 工事の元請・下請関係に係る調査、指導及び助言に関すること。

(3) 入札制度の改革に関すること（工事及び工事に係る委託業務に係るもの）。

(4) 低入札価格及び入札談合情報に係る調査審議に関すること。

第56条第2項第3号を次のように改める。

(3) 職員サポートセンター

第2章第2節第4款を削る。

第2章第2節第4款の2中第64条の2を第62条とし、第64条の3を第63条とし、同款に次の1条を加える。

第64条 削除

第2章第2節第4款の2を同節第4款とする。

「庶務課」を「総務課」に改める。

第67条第4項の表中

第75条第3号中「、学事」を削り、同条第7号中「及び観光」を「、観光及び雇用」に改める。

第77条第1項中「商工建築課」を「商工雇用建築課」に改め、同条第2項中「商工建築課」を「商工雇用建築課」に、「商工課」を「商工雇用課」に改め、同条第3項第2号中「地域振興計画」を「コミュニティの振興」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「海外渡航」を「一般旅券の発給」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同条第6項第12号中「児童手当及び児童の扶養手当」を「児童福祉」に改め、同条第10項中「商工建築課」を「商工雇用建築課」に改め、同項第15号を同項第17号とし、同項第10号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 雇用対策の推進に関すること。

(11) 技能検定に関すること。

第77条第11項中「商工課」を「商工雇用課」に、「第9号」を「第11号」に改め、同条第12項中「第10項第10号から第15号」を「第10項第12号から第17号」に改める。

第2章第2節第8款中第77条の次に次の1条を加える。

(職員サポートセンター)

第77条の2 別表第5の左欄に掲げる地方事務所に、同表の右欄に掲げる職員サポートセンターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(2) 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定に関すること。

(3) 職員に係る児童手当法第7条の規定による認定に関すること。

(4) 旅費の額の確認に関すること。

第84条の2 第1項中「長野県中央児童相談所」の次に「及び長野県松本児童相談所」を加え、「庶務課」を「総務課」に改め、同条第2項中「庶務課」を「総務課」に改める。

第107条第4項を削る。

第110条第1項中「指導部」を「支援部」に改め、同条第3項中「指導部」を「支援部」に改め、同項第1号中「生活指導」を「生活支援」に改め、同条第7項中「、指導部」を「、支援部」

に改め、同項の表中 「

庶務課

」 を 「

総務課

」 に、
 「

指導部	指導課
職業訓練課	

」 を 「

支援部	生活支援課
	訓練課

」 に改め
 る。

第121条の2第3項を削る。

第124条第1項中「及び長野県松本技術専門校」を「、長野県松本技術専門校及び長野県伊那技術専門校」に、「、養成訓練課及び成人訓練課」を「及び訓練課」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「の各号」の次に「（長野県長野技術専門校及び長野県松本技術専門校にあつては第1号及び第5号）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 成人職業訓練に関すること。

第124条第3項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 事業内職業訓練等の指導及び援助に関すること。

(4) 技能検定に関すること。

第124条第3項を同条第2項とし、第124条第4項中「養成訓練課」を「訓練課」に、「各号」を「各号（長野県伊那技術専門校にあつては第1号から第3号まで）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第2号から第4号までに掲げる事務

第124条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第147条中「行う」を「行うことにより、環境施策等を推進する」に改める。

第149条を次のように改める。

(内部組織)

第149条 長野県環境保全研究所に、その事務を分掌させるため、研究情報チーム、環境保全チーム、循環社会チーム、自然環境チーム及び保健衛生チームを置く。

2 研究情報チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 庶務及び会計に関すること。

(2) 環境施策に係る調査研究の企画及び調整に関すること。

(3) 環境学習の推進に関すること。

(4) 試験検査技術の精度管理及び研修に関すること。

(5) 試験研究結果等の管理及び活用に関すること。

(6) 所内の他チームの所管に属さないこと。

3 環境保全チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 健全な水循環の調査研究に関すること。

(2) 上水、飲料水、河川水等の試験検査に関すること。

(3) 下水、工場排水、生活排水等の試験検査に関すること。

(4) 土壌環境保全の調査研究に関すること。

(5) 温泉の試験検査に関すること。

(6) 大気環境保全の調査研究に関すること。

(7) ダイオキシン類等化学物質の試験検査に関すること。

(8) 騒音、振動及び悪臭の試験検査に関すること。

(9) 放射能及び電磁波の試験検査に関すること。

4 循環社会チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 廃棄物の発生抑制、適正処理及び資源化の調査研究に関すること。

(2) 地球温暖化防止の調査研究に関すること。

(3) オゾン層の保護及び酸性雨の調査研究に関すること。

(4) ヒートアイランドの調査研究に関すること。

(5) 社会経済システム及びエネルギー消費の調査研究に関するこ

5 自然環境チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 動植物の生態の調査研究に関すること。

(2) 希少野生動植物の保護及び保全の調査研究に関するこ

(3) 自然の復元及び回復等の調査研究に関するこ

6 保健衛生チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 感染症及び食中毒の検査に関するこ

(2) 獣医衛生及び衛生動物の検査に関するこ

(3) 臨床病理学試験に関するこ

(4) 食品、食品添加物、食品器具及び容器包装の試験検査に関するこ

(5) 食品の安全性の検査に関するこ

(6) 栄養学的試験検査に関するこ

(7) 医薬品、生薬等の試験検査に関すること。

(8) 毒物及び劇物の試験検査に関すること。

(9) 室内環境及び家庭用品の試験検査に関すること。

第221条第1項中「、建設課及び用地課」を「及び建設課」に改め、同条第2項中「のほか」を「のほか、長野県佐久建設事務所に、「長野県伊那建設事務所」を「長野県諏訪建設事務所、長野県伊那建設事務所、長野県飯田建設事務所、長野県木曽建設事務所に、「及び」を「、長野県豊科建設事務所、長野県大町建設事務所、長野県中野建設事務所、」に、「に連絡室を、長野県臼田建設事務所にダム課」を「及び長野県飯山建設事務所に用地課」に改め、同条第4項に次の1号を加える。

(9) 公共用地の取得及び登記に関すること（長野県須坂建設事務所に限る。）。

第221条第5項中「土木工事の設計、施行及び監督に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 土木工事の設計、施行及び監督に関すること。

(2) 公共用地の取得及び登記に関すること（長野県臼田建設事務所及び長野県千曲建設事務所に限る。）。

第221条第6項中「、用地第一課及び用地第二課」を削り、同条第7項及び第8項を削り、同条第9項を同条第7項とし、同条第10項を同条第8項とする。

第221条の4第1項及び第2項並びに第230条第1項及び第2項中「庶務課」を「総務課」に改める。

第239条に次の1項を加える。

6 前2項に規定するもののほか、現地機関に、現地機関の特定事務を行うため、所付を置くことがある。

附則第4条第3項中「用地第一課、用地第二課及び調整課」を「用地課」に改め、同条第4項中「用地第一課」を「用地課」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 北陸新幹線鉄道の建設に係る調整に関すること。

附則第4条第5項及び第6項を削る。

別表第1の文書学事課及び職員課の項を次のように改める。

市町村課	行政係	課内の庶務に関する事項並びに第5条第1項第1号（財政、税制及び地方公営企業に関する事項を除く。）、第3号及び第4号の事項、第5号のうち本人確認情報保護審議会の庶務に関する事項並びに第6号及び第8号の事項
	財政係	第5条第1項第1号のうち財政及び地方公営企業に関する事項並びに第2号の事項
	税制係	第5条第1項第1号のうち税制に関する事項及び第5号のうち固定資産評価審議会の庶務に関する事項
	選舉係	第5条第1項第7号の事項

別表第1の管財課の項中「庶務係」を「管理係」に、「庁舎管理係」を「庁舎係」に、

「財産係」を「財産係」に、「第9条第1号（庁舎管理係及び用品係に属する事項を除く。）及び第2号の事項」

財産係	第9条第1号（財産活用係、庁舎係及び用品係に属する事項を除く。）及び第2号の事項
財産活用係	第9条第1号のうち不動産の処分及び活用に関する事項

に、「「庁舎管理係」」を「「庁舎係」」に改め、同表の市町村課の項及び国際課の項を次のように改める。

情報公開課	情報公開・文書管理係	課内の庶務に関する事項並びに第11条第1項第1号から第6号まで及び第11号の事項
	法務係	第11条第1項第7号から第10号までの事項
国際課	外事・パスポート係	課内の庶務に関する事項並びに第12条第3号及び第4号の事項
	国際交流推進係	第12条第1号の事項
	外国籍県民支援係	第12条第2号の事項
	厚生係	課内の庶務に関する事項及び第13条第1号の事項
	年金係	第13条第2号のうち長期給付に関する決定及び支給に関する事項並びに第3号の事項
職員サポート課	共済係	第13条第2号（年金係に属する事項を除く。）の事項
	公務災害係	第13条第4号及び第11号の事項
	審査係	第13条第5号から第9号までの事項（サポートコール係に属する事項を除く。）
	システム係	第13条第10号の事項
	サポートコール係	第13条第5号から第9号までのうち照会への対応に関する事項

別表第1の厚生課の項中「庶務係」を「総務係」に改め、同表の高齢福祉課の項中「企画指導係」を

「企画・介護保険係」に、「第3号の」を「第4号の」に、「サービス推進係」を「介護サービス係」に、「（他の）」を「及び第4号（他の）」に、「介護支援係」を「いきいき長寿係」に、「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に、「介護支援係に」を「いきいき長寿係に」に、「第4号」を「第5号」に改め、同表の障害福祉課の項中「管理係」を「顧客係」に、「福祉係」を「在宅福祉係」に、「及び第2号の事項（施設係）を「第2号及び第3号の事項（他の係）」に、

施設係	第17条第1項第1号及び第2号（社会福祉施設に関する事項に限る。）並びに第3号の事項
-----	--

施設支援係	第17条第1項第1号及び第2号のうち社会福祉施設に関する事項、第3号のうち精神病院に関する事項並びに第4号の事項
スペシャルオリンピックス冬季世界大会の支援に関する事項	第17条第1項第2号のうち2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会の支援に関する事項

に改め、同表の青少年家庭課の項を次のように改める。

青少年家庭課	児童福祉係	課内の庶務に関する事項並びに第18条第1号、第3号、第6号、第7号及び第8号（母子保健福祉係に属する事項を除く。）の事項
	母子保健福祉係	第18条第2号、第4号及び第5号の事項並びに第8号のうち女性相談センターに関する事項

<p>別表第1の労政課の項中「「労働福祉係」」を 「「勤労者支援係」」に、「「労働組合係」」を「「調査情報係」」 に、「「労働福祉係」」を「「勤労者支援係」」に改め、同表の医務課 の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の保健予防課 の項を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保健予防 課</td><td>生活習慣病 係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 25条第3号及び第6号の事項 第25条第1号、第4号及び第7号 の事項</td></tr> <tr> <td>健康増進係</td><td>第25条第2号、第5号、第8号及 び第9号の事項</td></tr> <tr> <td></td><td>感染症難病 係</td><td></td></tr> </table>	保健予防 課	生活習慣病 係	課内の庶務に関する事項並びに第 25条第3号及び第6号の事項 第25条第1号、第4号及び第7号 の事項	健康増進係	第25条第2号、第5号、第8号及 び第9号の事項		感染症難病 係		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">生活文化 課</td><td>資源化推進 係</td><td>課内の庶務に関する事項及び第27 条の6第1項第4号の事項</td></tr> <tr> <td>消費者係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 27条の7第1項第1号から第7号 までの事項及び第12号のうち消費 生活センターに関する事項</td></tr> <tr> <td>芸術文化係</td><td>第27条の7第1項第8号の事項及 び第12号のうち文化会館に関する 事項</td></tr> <tr> <td>交通安全対 策係</td><td>第27条の7第1項第9号から第11 号までの事項</td></tr> </table>	生活文化 課	資源化推進 係	課内の庶務に関する事項及び第27 条の6第1項第4号の事項	消費者係	課内の庶務に関する事項並びに第 27条の7第1項第1号から第7号 までの事項及び第12号のうち消費 生活センターに関する事項	芸術文化係	第27条の7第1項第8号の事項及 び第12号のうち文化会館に関する 事項	交通安全対 策係	第27条の7第1項第9号から第11 号までの事項																																								
保健予防 課		生活習慣病 係	課内の庶務に関する事項並びに第 25条第3号及び第6号の事項 第25条第1号、第4号及び第7号 の事項																																																							
	健康増進係	第25条第2号、第5号、第8号及 び第9号の事項																																																								
	感染症難病 係																																																									
生活文化 課	資源化推進 係	課内の庶務に関する事項及び第27 条の6第1項第4号の事項																																																								
	消費者係	課内の庶務に関する事項並びに第 27条の7第1項第1号から第7号 までの事項及び第12号のうち消費 生活センターに関する事項																																																								
	芸術文化係	第27条の7第1項第8号の事項及 び第12号のうち文化会館に関する 事項																																																								
	交通安全対 策係	第27条の7第1項第9号から第11 号までの事項																																																								
<p>別表第1中「「食品環境水道課」」を「「食品環境課」」に、 「、「第2号、第3号、第12号、第13号及び第15号の事項並びに第16 号のうち食肉衛生検査所に関する」」を「「から第3号まで及び第12号 から第14号までの」」に、</p> <p>「「乳肉衛生係 水道係」」を</p> <p>「「乳肉衛生係」」に改め、同表の生活文化課の項から廃棄物対策課の項までを次 のように改める。</p>																																																										
<p>「「乳肉衛生係 水道係」」に改め、同表の生活文化課の項から廃棄物対策課の項までを次 のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">地球環境 課</td><td>総務係</td><td>第27条の3第1号（予算の編成及 び執行に関する事項を除く。）の 事項、第10号のうち環境審議会 (温泉審査部会を除く。)の庶務に 関する事項並びに第11号及び第12 号の事項</td></tr> <tr> <td>企画経理係</td><td>第27条の3第1号のうち予算の編 成及び執行に関する事項、第2号、 第3号（温暖化防止係に属する事 項を除く。）及び第4号の事項並 びに第10号のうち公害審査委員の 庶務に関する事項</td></tr> <tr> <td>温暖化防止 係</td><td>第27条の3第3号のうちI S Oに 関する事項並びに第5号及び第6 号の事項</td></tr> <tr> <td rowspan="3">水環境課</td><td>大気保全係</td><td>第27条の3第7号から第9号まで の事項</td></tr> <tr> <td>水循環係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 27条の4第1項第1号から第3号 まで及び第7号の事項</td></tr> <tr> <td>水質保全係</td><td>第27条の4第1項第4号及び第5 号の事項</td></tr> <tr> <td rowspan="3">環境自然 保護課</td><td>水源水道係 自然保護係</td><td>第27条の4第1項第6号の事項 課内の庶務に関する事項並びに第 27条の5第1号、第2号及び第4 号（自然公園係に属する事項を除 く。）の事項</td></tr> <tr> <td>環境審査係</td><td>第27条の5第3号及び第5号の事 項</td></tr> <tr> <td>自然公園係</td><td>第27条の5第4号のうち施設整備 に関する事項</td></tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物対 策課</td><td>廃棄物政策 係</td><td>第27条の6第1項第1号及び第2 号の事項</td></tr> <tr> <td>廃棄物審査 係</td><td>第27条の6第1項第3号の事項</td></tr> </table>	地球環境 課	総務係	第27条の3第1号（予算の編成及 び執行に関する事項を除く。）の 事項、第10号のうち環境審議会 (温泉審査部会を除く。)の庶務に 関する事項並びに第11号及び第12 号の事項	企画経理係	第27条の3第1号のうち予算の編 成及び執行に関する事項、第2号、 第3号（温暖化防止係に属する事 項を除く。）及び第4号の事項並 びに第10号のうち公害審査委員の 庶務に関する事項	温暖化防止 係	第27条の3第3号のうちI S Oに 関する事項並びに第5号及び第6 号の事項	水環境課	大気保全係	第27条の3第7号から第9号まで の事項	水循環係	課内の庶務に関する事項並びに第 27条の4第1項第1号から第3号 まで及び第7号の事項	水質保全係	第27条の4第1項第4号及び第5 号の事項	環境自然 保護課	水源水道係 自然保護係	第27条の4第1項第6号の事項 課内の庶務に関する事項並びに第 27条の5第1号、第2号及び第4 号（自然公園係に属する事項を除 く。）の事項	環境審査係	第27条の5第3号及び第5号の事 項	自然公園係	第27条の5第4号のうち施設整備 に関する事項	廃棄物対 策課	廃棄物政策 係	第27条の6第1項第1号及び第2 号の事項	廃棄物審査 係	第27条の6第1項第3号の事項	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">木材振興係 林道係</td><td>第40条第6号の事項</td><td>を</td></tr> <tr> <td>第40条第7号の事項</td><td>」</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>「「森林路網係」」に、「「第40条 第8号及び第9号」」を「「第40条第7号及び第8号」」に、「「第40条 第10号から第12号」」を「「第40条第9号から第11号」」に改め、同表の監 理課の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の下水道 課の項を削り、同表の道路建設課の項、砂防課の項及び建築管理課 の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の企画課の項 及び交通政策課の項を次のように改める。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">企画課</td><td>総務係</td><td>第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項</td></tr> <tr> <td>土地利用計 画係</td><td>第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項</td></tr> <tr> <td>土地対策係</td><td>第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項</td></tr> <tr> <td rowspan="3">交通政策 課</td><td>生活交通係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項</td></tr> <tr> <td>新幹線・並 行在来対 策係</td><td>第51条の18第2号及び第3号の事 項</td></tr> <tr> <td>空港活性化 係</td><td>第51条の18第5号及び第6号の事 項</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ユマニテ・ 人間尊重 課</td><td>人権尊重推 進係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項</td></tr> <tr> <td>男女共同参 与推進係</td><td>第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p>別表第2中「「第53条第1項第1号」」を「「第54条第1号」」に改め、 「「並びに第5号のうち歳計現金及び基金に属する現金の運用に関する 事項」」を削り、「「第53条第1項第5号」」（総務係に属する事項を除 く。）及び第6号」を「「第54条第5号」」に改める。</p> <p>別表第5を次のように改める。</p> </td></tr> </table>	木材振興係 林道係	第40条第6号の事項	を	第40条第7号の事項	」	<p>「「森林路網係」」に、「「第40条 第8号及び第9号」」を「「第40条第7号及び第8号」」に、「「第40条 第10号から第12号」」を「「第40条第9号から第11号」」に改め、同表の監 理課の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の下水道 課の項を削り、同表の道路建設課の項、砂防課の項及び建築管理課 の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の企画課の項 及び交通政策課の項を次のように改める。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">企画課</td><td>総務係</td><td>第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項</td></tr> <tr> <td>土地利用計 画係</td><td>第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項</td></tr> <tr> <td>土地対策係</td><td>第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項</td></tr> <tr> <td rowspan="3">交通政策 課</td><td>生活交通係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項</td></tr> <tr> <td>新幹線・並 行在来対 策係</td><td>第51条の18第2号及び第3号の事 項</td></tr> <tr> <td>空港活性化 係</td><td>第51条の18第5号及び第6号の事 項</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ユマニテ・ 人間尊重 課</td><td>人権尊重推 進係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項</td></tr> <tr> <td>男女共同参 与推進係</td><td>第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項</td></tr> </table>		企画課	総務係	第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項	土地利用計 画係	第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項	土地対策係	第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項	交通政策 課	生活交通係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項	新幹線・並 行在来対 策係	第51条の18第2号及び第3号の事 項	空港活性化 係	第51条の18第5号及び第6号の事 項	ユマニテ・ 人間尊重 課	人権尊重推 進係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項	男女共同参 与推進係	第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項	<p>別表第2中「「第53条第1項第1号」」を「「第54条第1号」」に改め、 「「並びに第5号のうち歳計現金及び基金に属する現金の運用に関する 事項」」を削り、「「第53条第1項第5号」」（総務係に属する事項を除 く。）及び第6号」を「「第54条第5号」」に改める。</p> <p>別表第5を次のように改める。</p>		
地球環境 課		総務係	第27条の3第1号（予算の編成及 び執行に関する事項を除く。）の 事項、第10号のうち環境審議会 (温泉審査部会を除く。)の庶務に 関する事項並びに第11号及び第12 号の事項																																																							
		企画経理係	第27条の3第1号のうち予算の編 成及び執行に関する事項、第2号、 第3号（温暖化防止係に属する事 項を除く。）及び第4号の事項並 びに第10号のうち公害審査委員の 庶務に関する事項																																																							
	温暖化防止 係	第27条の3第3号のうちI S Oに 関する事項並びに第5号及び第6 号の事項																																																								
水環境課	大気保全係	第27条の3第7号から第9号まで の事項																																																								
	水循環係	課内の庶務に関する事項並びに第 27条の4第1項第1号から第3号 まで及び第7号の事項																																																								
	水質保全係	第27条の4第1項第4号及び第5 号の事項																																																								
環境自然 保護課	水源水道係 自然保護係	第27条の4第1項第6号の事項 課内の庶務に関する事項並びに第 27条の5第1号、第2号及び第4 号（自然公園係に属する事項を除 く。）の事項																																																								
	環境審査係	第27条の5第3号及び第5号の事 項																																																								
	自然公園係	第27条の5第4号のうち施設整備 に関する事項																																																								
廃棄物対 策課	廃棄物政策 係	第27条の6第1項第1号及び第2 号の事項																																																								
	廃棄物審査 係	第27条の6第1項第3号の事項																																																								
木材振興係 林道係	第40条第6号の事項	を																																																								
	第40条第7号の事項	」																																																								
<p>「「森林路網係」」に、「「第40条 第8号及び第9号」」を「「第40条第7号及び第8号」」に、「「第40条 第10号から第12号」」を「「第40条第9号から第11号」」に改め、同表の監 理課の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の下水道 課の項を削り、同表の道路建設課の項、砂防課の項及び建築管理課 の項中「「庶務係」」を「「総務係」」に改め、同表の企画課の項 及び交通政策課の項を次のように改める。</p>																																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">企画課</td><td>総務係</td><td>第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項</td></tr> <tr> <td>土地利用計 画係</td><td>第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項</td></tr> <tr> <td>土地対策係</td><td>第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項</td></tr> <tr> <td rowspan="3">交通政策 課</td><td>生活交通係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項</td></tr> <tr> <td>新幹線・並 行在来対 策係</td><td>第51条の18第2号及び第3号の事 項</td></tr> <tr> <td>空港活性化 係</td><td>第51条の18第5号及び第6号の事 項</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ユマニテ・ 人間尊重 課</td><td>人権尊重推 進係</td><td>課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項</td></tr> <tr> <td>男女共同参 与推進係</td><td>第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項</td></tr> </table>		企画課	総務係	第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項	土地利用計 画係	第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項	土地対策係	第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項	交通政策 課	生活交通係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項	新幹線・並 行在来対 策係	第51条の18第2号及び第3号の事 項	空港活性化 係	第51条の18第5号及び第6号の事 項	ユマニテ・ 人間尊重 課	人権尊重推 進係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項	男女共同参 与推進係	第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項																																						
企画課	総務係		第51条の16第1項第1号及び第10 号の事項																																																							
	土地利用計 画係		第51条の16第1項第2号の事項及 び第9号のうち総合計画審議会の 庶務（国土の利用及び土地利用に 関する事項を審議する場合に限る。） に関する事項																																																							
	土地対策係	第51条の16第1項第3号から第8 号まで及び第9号（土地利用計画 係に属する事項を除く。）の事項																																																								
交通政策 課	生活交通係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の18第1号及び第4号の事項																																																								
	新幹線・並 行在来対 策係	第51条の18第2号及び第3号の事 項																																																								
	空港活性化 係	第51条の18第5号及び第6号の事 項																																																								
ユマニテ・ 人間尊重 課	人権尊重推 進係	課内の庶務に関する事項並びに第 51条の19第1号及び第2号の事項 並びに第5号のうち部落解放審議 会の庶務に関する事項																																																								
	男女共同参 与推進係	第51条の19第3号、第4号、第5 号（人権尊重推進係に属する事項 を除く。）及び第6号の事項																																																								
<p>別表第2中「「第53条第1項第1号」」を「「第54条第1号」」に改め、 「「並びに第5号のうち歳計現金及び基金に属する現金の運用に関する 事項」」を削り、「「第53条第1項第5号」」（総務係に属する事項を除 く。）及び第6号」を「「第54条第5号」」に改める。</p> <p>別表第5を次のように改める。</p>																																																										

(別表第5)(第77条の2関係)

職員サポートセンター

左欄	右欄
長野県佐久地方事務所	長野県佐久職員サポートセンター
長野県上小地方事務所	長野県上小職員サポートセンター
長野県諏訪地方事務所	長野県諏訪職員サポートセンター
長野県上伊那地方事務所	長野県上伊那職員サポートセンター
長野県下伊那地方事務所	長野県下伊那職員サポートセンター
長野県木曽地方事務所	長野県木曽職員サポートセンター
長野県松本地方事務所	長野県松本職員サポートセンター
長野県北安曇地方事務所	長野県北安曇職員サポートセンター
長野県長野地方事務所	長野県長野職員サポートセンター
長野県北信地方事務所	長野県北信職員サポートセンター

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項を削り、同1の長野県障害者施策推進協議会の項の次に次のように加える。

長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	障害福祉課
----------------	---	-------

別表第32の1の長野県保育士試験委員の項中「児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条」を「児童福祉法第18条の8第3項」に、「保育士試験の合格の決定その他保育士試験」を「保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定」に改め、同1の長野県地方精神保健福祉審議会の項を削り、同1の長野県生活衛生適

正化審議会の項中「食品環境水道課」を「食品環境課」に改め、同1の長野県開発審査会の項の次に次のように加える。

長野県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	人事活性化チーム
------------	--	----------

別表第32の2の長野県公務災害補償等認定委員会の項及び長野県公務災害補償等審査会の項を削り、同2の長野県情報公開審査会の

項及び長野県個人情報保護審査会の項中「文書学事課」を「情報公開課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県公務災害補償等認定委員会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）第3条の規定による公務災害等の認定に係る答申に関すること	職員サポート課
長野県公務災害補償等審査会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第16条の規定による公務災害補償等の実施に関する審査の申立てに対する裁定に関すること。	職員サポート課

別表第32の2の長野県部落開放審議会の項を削り、同2の長野県環境審議会の項中「環境自然保護課」を「地球環境課」に改め、同2の長野県景観審議会の項の次に次のように加える。

長野県総合計画審議会	長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）第2条の規定による長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議にすること。	コモンズ政策チーム企画課農村整備課
------------	---	-------------------

別表第32の2の長野県治水・利水ダム等検討委員会の項中

「政策チーム」を「治水・利水対策推進チーム」に改め、

同2の長野県行政機構審議会の項を削り、同2の長野県総合計画審議会の項を次のように改める。

長野県行政機構審議会	長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）第2条の規定による長野県の行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議にすること。	行政システム改革チーム
長野県部落解放審議会	長野県部落解放審議会条例（昭和27年長野県条例第82号）第2条の規定による産業の振興及び職業の安定に関する事項その他の部落解放に関する重要事項の調査審議にすること。	ユマニテ・人間尊重課

別表第32の2の長野県男女共同参画推進指導委員の項及び長野県

男女共同参画審議会の項中「男女共同参画課」を「ユマニテ・人間尊重課」に改める。

別表第33の経営戦略局の項を次のように改める。

経営戦略局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	地域政策推進監	地域の政策課題に係る調整に関する事務の統括掌理

別表第33の課又は室（危機管理室を除く。）の項を次のように改める。

課、チーム 又は室（危機管理室を除く。）	課長	課務、チームの事務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	チームリーダー	
	室長	

別表第33の課、チーム、室（危機管理室を除く。）又は産業活性化・雇用創出推進局の項中

調整幹	部内又は局内の調整に関する事務の総括掌理
技術専門幹	課、室又は局の技術に関する専門的事務の総括掌理
企画幹	企画調整事務の総括掌理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	課、チーム、室又は局の技術に関する専門的事務の総括掌理

に改め、同項の次に次のように加える。

チーム	政策秘書幹	政策秘書に関する事務の総括掌理
	政策推進幹	重要な政策課題の対応に関する事務の総括掌理

別表第33の文書学事課の項から職員課の項までを削り、同表の管

財課の項中	通信技師長	通信技師
	副通信技師長	
	通信技師	

同表の税務課の項中

税務考查幹	県税の賦課徴収事務の考查及び相談
税務専門調査幹	犯則事件の調査に関する専門的事務並びに徴収専門員及び軽油特別調査員としての職務並びに徴収専門員、軽油特別調査員及び軽油調査員の事務の総括掌理

を

税務専門調査幹	犯則事件の調査に関する専門的事務並びに徴収専門員及び軽油特別調査員としての職務並びに徴収専門員、軽油特別調査員及び軽油調査員の事務の総括掌理
---------	--

に改め、同表の市町村課の項及びまちづくり支援室の項を次のように改める。

情報公開課	印刷技師長	印刷に関する技術業務
	副印刷技師長	
	印刷技師	
行政情報センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
職員サポート課	医師	医療業務
	薬剤師	調剤業務
	歯科衛生士	歯科衛生業務
	看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務
	看護師	看護業務
	産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	労働安全衛生法第10条に規定する職務
主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務	
衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務	

別表第33の厚生課の項中 福祉監査指導幹 を

「 福祉監査幹 」 に、

保健福祉推進員	保健、医療及び福祉の連携に関する事務
医療保護審査技師	医療保護審査

を

医療保護審査技師	医療保護審査
----------	--------

に改め、同表の高齢福祉課の項から青少年家庭課の項までを次のように改める。

障害福祉課	障害福祉幹	障害福祉に関する専門的事務の総括掌理
	主任福祉専門員	
青少年家庭課	保健師	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な障害福祉に関する専門的知識及び技術の指導

別表第33の人権尊重推進課の項を削り、同表の医務課の項中

医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
----	--------------------------

を

医療医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な地域医療の推進に関する業務
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務

に、

保健福祉推進員	保健、医療及び福祉の連携に関する事務
医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務

を

医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務
-------	-------------------

に改め、同表中 「 食品環境水道課 」 を 「 食品環境課 」 に改

め、同表の薬務課の項中「調剤」を「薬事衛生」に改め、同表の生活文化課の項から廃棄物対策課の項までを次のように改める。

地球環境課	薬剤師	環境衛生業務
水環境課	薬剤師	環境衛生業務
廃棄物対策課	環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務

別表第33の産業振興課の項及び産業技術課の項を次のように改める。

生活文化課	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する職務
交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
産業振興課	上海駐在員	海外駐在
	深圳駐在員	

別表第33の農政課の項中 「 檢査指導幹 」 を 「 檢査幹 」 に改め、同表の林政課の項中

専門指導員	林業土木事業の専門的指導
森林組合検査指導幹	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の総括掌理
主任森林組合検査員	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の掌理
森林組合検査員	森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び第117条に規定する職務

を

専門指導員	林業土木事業の専門的指導
-------	--------------

に改め、同表の林業振興課の項中

信州の木利用推進幹	県産材の利用推進に関する事務の総括掌理
-----------	---------------------

を

森林組合検査幹	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の総括掌理
主任森林組合検査員	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の掌理
森林組合検査員	森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び第117条に規定する職務

に改め、同表の森林保全課の項の次に次のように加える。

信州の木利用推進課	技術専門員	高度な技術指導
-----------	-------	---------

別表第33の技術管理室の項の次に次のように加える。

道路建設課	道路計画幹	道路計画に関する専門的事務の総括掌理
-------	-------	--------------------

別表第33の建築管理課の項中

建築指導幹	建築物及び建築士に関する専門的事務の総括掌理
景観形成推進幹	景観形成に関する専門的事務の総括掌理

を

建築指導幹	建築物及び建築士に関する専門的事務の総括掌理
-------	------------------------

に改め、同表の施設課の項の次に次のように加える。

信州コールセンターチーム	通信技師長	通信に関する技術業務
	副通信技師長	
	通信技師	
人事活性化チーム	行政監察員	行政監察
	職員相談員	職員の相談

別表第33の危機管理・消防防災課の項中

豪雪・防災対策幹	防災対策及び雪対策に関する専門的事務の総括掌理
防災専門員	防災対策に関する専門的事務

を

防災専門員	防災対策に関する専門的事務
地震防災対策推進員	東海地震の防災対策に関する事務

に改め、同表の企画課の項及び交通政策課の項を削り、同表の会計課の項中

会計指導幹	会計事務の指導及び会計審査員の事務（会計指導に属する事務に限る。）の総括掌理
主任会計審査員	会計審査員としての職務及び会計審査員の事務の掌理